



報道関係者各位

エコマーク「シュレッダー」認定基準の制定について

(公財)日本環境協会(住所:東京都中央区、理事長:森嶋 昭夫)が運営するエコマークは、11月1日付で「シュレッダー(電動式シュレッダー)」認定基準を制定しましたので、お知らせします。また同日より、本基準での認定審査申込の受付を開始しました。

◇No.161「シュレッダー Version1」(新規)について

シュレッダーは個人情報保護や、企業等の機密情報を処理するために広く普及しています。2005年の個人情報保護法の全面施行や2015年からのマイナンバー制度の本格的な運用などの動きとあわせて、社会的にも機密情報の処理が重要視されるようになり、家庭でも電動式シュレッダーが使用されるようになってきました。

一般的に、シュレッダーの製品開発では、安全性が重視される傾向にありますが、環境面では、細断された紙が焼却処理されてしまうケースがあることから、古紙リサイクル面での課題なども指摘されています。一方、世界に目を向けると、ドイツ・韓国・中国・台湾のタイプI環境ラベル機関がシュレッダーに関する基準を設定しています。日中韓三カ国環境ラベル制度間の相互認証の推進においても、シュレッダーを品目として取り上げることが決定しており、国内外からエコマークでの早期制定が望まれていました。

本認定基準案では、機密文書(紙・記録用メディア)などを細断する電動式シュレッダーを適用範囲とし、国際的な標準化を視野に入れつつ、リデュース・リユース・リサイクル(3R)設計や省エネ性、有害な化学物質の使用制限などの観点を評価しています。また、グリーン購入法(国等による環境物品等の調達)の推進等に関する法律)の判断の基準にも対応しています。ライフサイクルを通して環境負荷低減効果の高いシュレッダーにエコマークを付与することで、環境性能に優れた製品の普及を後押しすることを狙っています。

認定基準および基準の解説は、エコマーク事務局ホームページ(<https://www.ecomark.jp/nintei>)で公開しています。

以上

<本件に関するお問い合わせ> 公益財団法人日本環境協会 エコマーク事務局 基準・認証課
〒103-0002 東京都中央区日本橋馬喰町 1-4-16 馬喰町第一ビル 9F
Tel:03-5643-6253 E-mail: info@ecomark.jp

<エコマークについて>

国際標準化機構の規格 ISO14024「タイプI環境ラベル制度」に基づく認定制度で、1989年に創設され(公財)日本環境協会が運営しています。環境への負荷が少ないなど、環境保全に役立つと認められる商品やサービスにつけられ、消費者が暮らしと環境の関係を考え、環境保全の面でより良い商品を選びやすくすることを目的としています。

エコマーク事務局ウェブサイトでは、最新情報を随時アップしています。URL: <https://www.ecomark.jp/>